

令和 2（2020）年度 国際共同研究事業 事務取扱の手引
＜平成 31 年度／令和元年度分からの主な変更点＞

(1) 手引

[] カッコ内の数字は手引の項目番号です。

① 全体

- ・ 項目立てを変更しました。目次をご確認下さい。

② 実施体制

- ・ [2-1④]日本側参加者の要件を変更しました。また、要件 a, b, c 以外で研究に従事する者について、事前の承認を不要としました。
- ・ [2-2④]相手国側参加者の定義を変更しました。

③ 業務委託契約

- ・ [3-2]研究課題の実施期間の短縮・延長について明記しました。
- ・ [3-3]再委託にかかる取扱いを明記しました。再委託は原則として認められませんが、やむを得ない理由があり本項の要件を満たす場合に限り、振興会の事前の同意を得た上で可能となります。再委託を行う場合は本項及び関係各項に従ってください。
- ・ [3-4]受託機関が共同研究契約に基づき委託業務を第三者と共同で実施（以下「共同実施」という。）する場合の取扱いを明記しました。共同実施には、振興会の事前の同意が必要です。共同実施を行う場合は、本項及び関係各項に従ってください。
- ・ [3-6-2] 日本側参加者の研究倫理教育に関するプログラムの受講等の確認について、「研究倫理教育に関するプログラムの受講等確認書」（様式 A）の提出に加え、「参加研究者リスト」（様式 B）により管理することとしました。

④ 委託費

- ・ [4-1②]研究経費の返還に伴う業務委託手数料の取扱いを明記しました。また、再委託及び共同実施を行う場合の業務委託手数料等の取扱いを明記しました。
- ・ [4-3①] 委託費を使用することはできない経費として、自己都合による旅費や会場借料等のキャンセル料を明記しました。

⑤ 報告の諸手続

- ・ [5-1①]報告時の提出書類に「参加研究者リスト」（様式 B）を追加しました。
- ・ [5-1②]報告時の提出書類に「アンケート」（様式 10）を追加しました。

⑥ 契約締結後の実施計画の変更／中止

- ・ [6-1-1 (1)①]日本側及び相手国側参加者の変更・追加・取消について事前の承認を不要としました。なお、日本側及び相手国側参加者は、「参加研究者リスト」（様式 B）にて管理の上、「実施計画書」（様式 1）、報告書（様式 3、4）と併

せて提出する必要があります。実施期間中に変更があれば、その都度更新してください。

- [6-1-1 (1)②]研究経費の各費目間流用について事前の承認を不要としました。なお、各費目の増減が研究経費の 50%（この額が 300 万円を超えない場合は 300 万円）に相当する額を超えた場合は、報告書（様式 3、4）の所定の欄に変更理由と費目の内訳を変更しても研究の遂行に支障がなかった理由を記載してください。
- [6-1-1 (2)]振興会の承認を事前に受けることが必要な場合は、「実施計画変更申請書」（様式 8）に加え、「実施計画書」（様式 1）の変更箇所を朱書き訂正したものを提出してください。
- [6-1-1 (2)①]年度途中で再委託若しくは共同実施が発生する場合、又は、再委託先若しくは共同実施先を追加・変更する場合は事前に振興会の承認を受ける必要があります。
- [6-1-1 (2)②]再委託先又は共同実施先の契約金額を変更する場合は事前に振興会の承認を受ける必要があります。

(2) 様式

① 主な変更点

- 「実施計画書」（様式 1）及び報告書（様式 3、4、5）において、再委託先／共同実施先にかかる記載欄を設けました。
- 「年度実施報告書」（様式 3）及び「共同研究報告書」（様式 4）における渡航実施状況について、本委託費から支出した出張のみ記載することとしました。
- 「共同研究報告書」（様式 4）において、最終年度の研究実施状況及び経費使用状況の記載欄を設けました。